

深掘り！ 保険用語



株式会社ウインライフ
小野 力

<2>

<E-mail>
tsutom_ono@maia.eonet.ne.jp

「電氣的機械的の事故担保特約」

電気作用や機械の稼動に伴う事故

今回は「電氣的機械的の事故担保特約」(以下、EM事故担保特約)について、EM事故担保特約について深掘りしてみようと思ひます。

EM事故とは、T社の研修資料によると「不測かつ突発的な外来の事故(故障)した場合に保険金が支払われます。ただ、どんな故障でも保険金を支払っていただくのは、保障範囲内ではありません。

「自然の消耗・劣化などによって生じた事故」は劣化以外で発生した故障(故障)した場合に保険金が支払われます。しかし、機器の故障がリスクを補償する特約」

「不測かつ突発的」か「自然の消耗・劣化」かの判断は困難なケースも多く、購入後10年以内というように期間の制限を設けているEM事故担保特約もあります。お客様に提案する際には注意が必要で、他に主な免責事項としては、「メーカー等納入者が法律上、契約上責任を負うべき損害(メーカー保証)がある場合、いすれにしても相当広い範囲のリスクをカバーしていません。

私は、EM事故担保特約をお客様に「さく」と説明する際には、「経年劣化以外で発生した故障(故障)した場合に保険金が支払われます。しかし、機器の故障がリスクを補償する特約」

「従業員または第三者の取扱いの拙劣、悪意または過失による事故」

「不測かつ突発的な外来の事故」はケガで、EM保守点検等の不良による事故は急性疾患。一方、「自然の消耗・劣化」はメタボ、設計、製造または材質の欠陥による事故(注：「不測かつ突発的」であれば外来か否かを約款の中で区別していません)。

(注：機械保険では火災リスクは免責です)

一方、同じくオールリスク補償方式をとっている通産総合保険では普通通産約款の免責事項でEM事故を不担保と規定しています。通産総合保険はあらゆる動産を目的としていますので、EM事故を担保しては収支が悪化し保険商品として成り立たないのではありません。

営業素人からTOTへ！ 真似して伸びる 暗記営業のススメ

片岡隆太 -1-

営業大嫌いの私がなぜTOTになれたのか？

さつです。ご両親は、私のことをどう思うだろうか？と結婚を反対されたらどうするか？ うまく話せるだろうか？ 不安だ。でも、やるしかない！

話は変わり、時は大航海時代。あなたは、海賊になることを夢見ています。目の前に一隻の海賊船が停泊中。仲間になりたいたい！ 今日を最後に海賊船は、再び冒険の航海へと旅立ちます。自分も乗せてもらえるように頼んでみよう。役に立てることは何だろうか？ 自分の熱意をどう伝えるか？ うまく話せるだろうか？ 不安だ。でも、やるしかない！

設定は違いますが、いずれも大いに緊張することが予想されます。相手と対峙し頭が真っ白になり、千載一遇のチャンスを逃してしまつてしまつたか？ 不安だ。でも、やるしかない！

「暗記営業」のススメ

「トリビア」

機械保険は18世紀の産業革命時代にイギリスで誕生しました。ホイラの検査を行う協会から派生して、ホイラ専門の保険会社が出来たのがその始まりです。日本ではドイツの機械保険を範として1956年から営業を開始しています。

動産総合保険は1961年に発売されました。当時、数千円という高額であったテレビカメラを補償するために各放送会社からの要請で開発されました。

上半期末は好調で終えた支社成績も、10月以降は厳しい戦績が続き12月末にはそれまでの貯金をすべて使い果たし、他支社同様に対要請比で借入金生活状態に陥っていた。

支社長として原因を振り返ると、社員・代理店双方における頑強な基礎作りが不十分であることが、成績に反映していることを痛感していた。その場しのぎの活動は、一過性の結果には直結するが、決して「安定した」「長続きする」あるべき結果には寄与しないということだ。

一方、中間管理職としての支社長使命では、長期ビジョンでの社員・代理店育成を求められる半面、短期的に結果を出すことが求められる。従って、支社長の旗振りとして、人の教育と結果の追求という業務において、時間軸を見た場合には双方が反比例となりがちである。

奮闘！ 新米支社長

西川 新一 <17>

上半期好調から厳しい戦績に 基礎作りの不十分さが反映か

2012年の悔しさを教訓に、来るべく3月決算月での挽回と中期ビジョンでの教育をしっかり行うには、この1月が「隠れた重要時期」となる。営業面での要請額必達について、他の時期と比べそのプレッシャーは緩い半面、気持ちまでもが緩みがちなものがある。1・2月である。

上半期好調が一転急落した戦績を根本から挽回すべく、支社長として、過去の習慣にとらわれず、12月下旬から2月までの間、自らの緊張感を一切緩めず、いや、むしろ過去の四半期以上に緊張感を持った冬にしようと思ひました。来るべき3月に向けて好結果を生み出せるよう全力で頑張るしかないのだ。

「不測かつ突発的」か「自然の消耗・劣化」かの判断は困難なケースも多く、購入後10年以内というように期間の制限を設けているEM事故担保特約もあります。お客様に提案する際には注意が必要で、他に主な免責事項としては、「メーカー等納入者が法律上、契約上責任を負うべき損害(メーカー保証)がある場合、いすれにしても相当広い範囲のリスクをカバーしていません。

私は、EM事故担保特約をお客様に「さく」と説明する際には、「経年劣化以外で発生した故障(故障)した場合に保険金が支払われます。しかし、機器の故障がリスクを補償する特約」

「従業員または第三者の取扱いの拙劣、悪意または過失による事故」

「不測かつ突発的な外来の事故」はケガで、EM保守点検等の不良による事故は急性疾患。一方、「自然の消耗・劣化」はメタボ、設計、製造または材質の欠陥による事故(注：「不測かつ突発的」であれば外来か否かを約款の中で区別していません)。

(注：機械保険では火災リスクは免責です)

一方、同じくオールリスク補償方式をとっている通産総合保険では普通通産約款の免責事項でEM事故を不担保と規定しています。通産総合保険はあらゆる動産を目的としていますので、EM事故を担保しては収支が悪化し保険商品として成り立たないのではありません。